

|                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                         |                                                              |                  |           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------|-----------|
| 公売公告兼見積価額の公告                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                         |                                                              |                  | (公告第119号) |
| 8練区収第644号<br>令和8年9月14日                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                         |                                                              |                  |           |
| 練馬区長 吉田 健一                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                         |                                                              |                  |           |
| 下記のとおり差押財産の公売をしますので、地方税法第331条第6項ならびに国税徴収法第95条および第99条の規定により公告します。                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                         |                                                              |                  |           |
| 記                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                         |                                                              |                  |           |
| 公 売 財 産 の 種 類                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 不動産                                     |                                                              |                  |           |
| 公 売 財 産 、 公 売 保 証 金<br>お よ び 見 積 価 額                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 別紙のとおり                                  |                                                              |                  |           |
| 公 売 方 法                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 期間入札(別紙に記載する売却区分番号ごとに売却する。)             |                                                              |                  |           |
| 公 売 保 証 金 提 供 期 間                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 令和8年9月25日から令和8年10月23日まで(指定口座への振り込みに限る。) |                                                              |                  |           |
| 入 札 期 間                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 令和8年10月16日から令和8年10月23日まで(期間内必着。)        |                                                              |                  |           |
| 公 売 場 所                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 練馬区区民部収納課(定められた様式により、郵送による入札に限る。)       |                                                              |                  |           |
| 開 札 日 時                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 令和8年10月27日 午前10時00分                     | 開札場所                                                         | 東京都庁第二本庁舎1階二庁ホール |           |
| 最高価申込者決定日時                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 令和8年10月27日 午前10時10分                     | 最高価申込者決定場所                                                   | 東京都庁第二本庁舎1階二庁ホール |           |
| 売 却 決 定 日 時                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 令和8年11月17日 午前10時00分                     | 売却決定場所                                                       | 練馬区区民部収納課        |           |
| 代 金 納 付 期 限                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 令和8年11月17日 午後 2時30分                     | (ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の<br>続行の停止があった場合を除く。) |                  |           |
| 買受人についての資格その他の要件                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                         |                                                              |                  |           |
| そ<br>の<br>他                                                                                                                                | 1 この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者、または同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けることおよび入札に参加することはできません。                                                                                                                                                                                                                                                               |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 2 入札者が国税徴収法第108条第1項各号および同条第5項に該当する者であった場合は、最高価申込者等の決定を取り消します。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 3 公売保証金の提供および買受代金の納付は、執行機関が指定する金融機関の口座への振り込みに限ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 4 公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければ入札できません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 5 所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。入札価額を訂正したものは無効として取扱います。なお、一度提出した入札書の引換、変更または取り消しはできません。                                                                                                                                                                                                                                                                |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 6 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価額となります。                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 7 最高価申込者となるべき者が2人以上あるときは、それらの者で期間入札により、つぎのとおり追加入札を実施します。<br>入札期間:令和8年11月4日から令和8年11月11日まで(期間内必着)<br>公売場所:練馬区区民部収納課(定められた様式により、郵送による入札に限る。)<br>開札日時:令和8年11月13日 午前10時00分<br>開札場所:練馬区役所本庁舎20階会議室 交流会場<br>最高価申込者決定日時:令和8年11月13日 午前10時10分<br>最高価申込者決定場所:練馬区役所本庁舎20階会議室 交流会場<br>売却決定日時:令和8年12月4日 午前10時00分<br>売却決定場所:練馬区区民部収納課<br>買受代金納付期限:令和8年12月4日 午後2時30分 |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 8 追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 9 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があり<br>ます(国税徴収法第104条の2)。なお、次順位による買受申込みの催告は、開札の場所において最高価申込者の決定後直ちに行います。                                                                                                                                                                                           |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 10 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 11 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可および承認を必要とする財産はそれを得たときです。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 12 練馬区は公売財産の種類または品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 13 買受人が公売財産にかかる買受代金を全額納付したときに、買受人に危険負担が移転します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 14 公売財産が不動産の場合、区は引渡し義務を負いません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 15 公売財産の権利移転について登記(登録)を要するものについては、登録免許税の額に相当する印紙または国庫金領収証書(登録免許税法(昭和42年法律第35号)第23条)を売却決定の日時<br>までに提出してください。また、買受人が権利移転の手続を行う必要があるものおよび関係機関の許可・承認を受ける必要のあるものも売却決定の日時までに完了してください。                                                                                                                                                                      |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 16 上記15については、別途交付する「所有権移転登記請求書」とともに令和8年11月17日までに提出してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 17 次順位買受申込制度が適用された財産について、次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定の日時および買受代金の納付期限が異なることがあります。                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 18 公売財産が滞納者等に保管されているときは、買受人に売却決定通知書を交付しますので、保管人から財産を受け取ってください。この場合、当該売却決定通知書の交付により、練馬区長から買<br>受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。                                                                                                                                                                                                                            |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 19 公売財産が土地の場合、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 20 本件公売は、国税徴収法および国税徴収法施行規則(昭和37年大蔵省令第31号)の規定により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ、入札等をすることができません。また、練馬<br>区暴力団排除条例(平成24年12月練馬区条例第54条)第2条第1号から第3号までに掲げる者の買受制限があります。入札等をしようとする者は、陳述書等の様式を提出してください。                                                                                                                                                               |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 21 売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時および買受代金の納付の期限が変更される場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                         |                                                              |                  |           |
|                                                                                                                                            | 22 公売公告の内容および公売財産に関わる図面・地図・写真等は、練馬区区民部収納課で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                         |                                                              |                  |           |
| 配当を受ける者の権利の申出について                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                         |                                                              |                  |           |
| この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権または留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を練馬区長<br>に申出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、練馬区区民部収納課に用意してあります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                         |                                                              |                  |           |